

第4回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和4年4月21日(木)午後2時00分～2時50分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(11人) 職務代理者:19番 塩野目 富夫 委員:3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、9番 関 関夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員(8人) 会長:1番 越雲 宏 委員:2番 田中 雄二、5番 興野 礼子、8番 川上 恵、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 報告第1号 職員の任免について 日程第2 議事録署名人の指名について 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第6 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第240号)の承認について 日程第7 議案第5号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 日程第8 議案第6号 令和3年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について 日程第9 議案第7号 令和4年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 主幹 久保居 文子</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>総会に先立ちまして、新年度より事務局職員の異動がありましたので、自己紹介をさせていただきます。</p> <p>< 新任のあいさつ ></p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>事務局職員一同、気分を一新して頑張りたいと思いますので、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、ただいまから令和4年第4回総会を開会いたします。会長欠席のため、塩野目富夫職務代理にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>職務代理(塩野目)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>

事務局長（相ヶ瀬）	本日の欠席委員は、1番 越雲 宏 会長、2番 田中 雄二、5番 興野 礼子、8番 川上 恵、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄 各委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中 11名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は塩野目富夫職務代理にお願いいたします。
議長	直ちに会議を開きます。 （ 午後 2時 00分 ）
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 報告第1号 「職員の任免について」 事務局より報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 別紙のとおり職員の任免について説明報告 >
議長	説明及び報告が終わりましたので、このことにつきまして、ご質問ご意見等ございますか。
	< 質問意見等なし >
議長	ご質問、ご意見等ないようですので、次に日程第2 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会 会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、6番 大野 覚文、9番 関 閣夫 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内

(議長)	容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、事務局より報告させます。
事務局 (大橋)	調査委員の調査内容を代読いたします。4月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約46年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約0.5km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、4番 中澤 清一 委員にお願いします。

<p>4番 中澤 清一 委員</p>	<p>4月19日、今月の調査担当委員と担当推進委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで田、西が畑、南が畑、北が宅地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅で生活しているが、家族所有の自動車が増えたことから、新しい駐車場の整備を計画し、自宅に隣接する自己所有の申請地を駐車場にするための整備を始めたが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。始末書有。転用面積 96.9㎡ 駐車場。代替性検討、土地選定経過書有。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>4月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が宅地・畑、南が道を挟んで田、北が雑種地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅で生活しているが、建物が古くなったため、新たな住宅の建築を計画したところ、長年進入路として使用していた申請地が農地であることが判明し、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。始末書有。転用面積 340㎡ 進入路。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し既存排水管へ接続。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により、事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年5月1日から令和4年8月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当無。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 6番 大野 覚文 委員、何かありますか。</p>
<p>6番 大野 覚文 委員</p>	<p>問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>

議長	異議なしと認め、日程第4 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、18番 相吉澤 宏 委員お願いします。
18番 相吉澤 宏 委員	4月19日、今月の調査担当委員と担当推進委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社。農地区分、第1種農地と第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が山林、西が山林、南が山林、北が田・山林。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積 297,000.12㎡ 転用面積 7,478㎡ 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル29,120枚、周囲フェンス設置、入口 東側。管理計画、自社にて維持管理。給水、排水、無。雨水排水、調整池等を施工。資金関係の証明、金融機関の融資見込証明等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年6月1日から令和6年3月31日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、埋蔵文化財包蔵地隣接。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番、事務局より報告させます。
事務局（中山）	調査委員の調査内容を代読いたします。4月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が畑、南が宅地、北が畑。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する土地に住宅の建築を計画し、既に転用許可を得ている。申請地は、転用許可を得た一団の土地の一部であり、当該申請地を含めることにより整形の土地になるが、地籍調査事業の修正終了を待ったため、当該申請地のみ遅れての申請に至った。先月3条申請により交換した農地になります。転用面積 31㎡ 宅地拡張 庭。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、土地代金支払い済。事業着工の時期、令和4年5月1日から令和4年12月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財に

(事務局 (中山))	については生涯学習課と協議済、該当無。総合意見調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。なお、整理番号1の案件につきましては、面積が3,000㎡を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することとしてよろしいか、併せてお諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2につきましては、申請のとおり許可することに決定し、整理番号1については、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第240号)の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局 (中山)	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第240号)の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画(第240号)については、新規5件 更新5件です。利用権の設定を受ける者6名、利用権を設定する者9名です。利用権の設定面積は、31,934㎡です。令和4年度 累計は、31,934㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年4月28日公告予定です。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	＜ 質疑なし ＞ 異議がないようですので、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第240号）の承認について」 のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第6 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第240号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第5号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	＜ 議案第5号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、事務局より報告させます。
事務局（中山）	調査委員の調査内容を代読いたします。4月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。本案件は、農地転用を目的とした、農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び農地転用の確実性について調査してまいりました。申出人、申出地の場所、内容は、議案第5号 整理番号1及び添付資料のとおりです。申出人と土地所有者の関係、申出人、●●●氏。土地所有者、●●●氏。第3者、農地法第5条申請予定。（申出地位置を説明。）申出地周囲の状況、東が田、西が宅地、南が田、北が道を挟んで田。同意書、無。変更を必要とする理由、申出人は、申出地に隣接する住宅で生活しており、住宅敷地への進入路として●●●を借り受けて利用していたが、その相続人が行方不明であり、住宅敷地への進入路を確保したく、農用地からの除外申出に至った。転用目的の施設の構造等、進入路 敷地面積合計 86 m ² 。土地選定経過書、添付有。給水、生活排水計画、給水、排水、無。雨水排水、敷地内浸透。除外の際の基準等についての意見、申出地以外の代替地は無く、また、他の農用地への被害は無いと思われま。また、必要性も認められるため、除外はやむを得ないと思われま。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	次に、内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。

農業振興グループ（久保居）	<p>お手元の資料 45 ページをご覧ください。本案につきましては、申出人、●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、藤田地区の田を住宅進入路とするための農振除外です。除外する農地は1筆で、地番 ●●● 面積 86 m²です。除外する面積は、車が出入りするための最小限の面積です。本案件は、農地集団性の保持など、農振除外の5要件を満たしていると判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ5月末に市の農業振興促進協議会において協議を行い、6月5日までに県の農業振興事務所に事前協議として本案件を提出することになります。その後、7月20日までに、県から回答をもらい、9月中旬まで公告閲覧等を行います。その後、10月上旬までに県と本協議を行い、10月中旬に除外完了となります。では、御審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
	<p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>●●●地区担当 10番 小川 雄三 委員、何かありますか。</p>
10番 小川 雄三 委員	<p>問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>特に意見等がないようですので、議案第5号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は「異議なし」として回答することに決定してよろしいかお諮りいたします。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第7 議案第5号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は「異議なし」として回答し、また、後に提出される 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」 については、内容に相違ない場合には審議を省略し、許可することに決定いたしました。次に、日程第8 議案第6号 「令和3年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>< 議案第6号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>

事務局長（相ヶ瀬）	< 活動報告について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	特に異議等がないようですので、議案第6号「令和3年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」は、原報告書のとおりとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第6号「令和3年度那須烏山市農業委員会活動実績報告について」は、原報告書のとおりとすることに決定いたしました。次に、日程第9 議案第7号「令和4年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 別紙活動方針及び活動計画（案）について説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	特に異議等がないようですので、議案第7号「令和4年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画について」は、原案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第9 議案第7号「令和4年度那須烏山市農業委員会活動方針及び活動計画の承認について」

(議長)

は、原案計画書のとおり承認することに決定いたしましたので、(案)を削除願います。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

(午後 2時 50分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年4月21日

議 長

6 番

9 番